

住みよい地域社会活動交付金

長野県松川町

人口：14,328 人

面積：72.90 km²

取組の概要

松川町第4次総合計画の将来像である「地域協働のまち」を推進するため、住みよい地域社会の実現に向け共同活動を行う自治会等の活性化支援を目的とする補助金を一括交付する。

対象となる活動は、地域社会活動（道路維持、河川清掃、環境衛生など）及び町政協力活動（各種調査、通知等の配布、連絡調整など）とするが、補助金の用途は限定しない。

交付金は、自治会等の「世帯数」「均等割」に加え、「山間地域加算」によって高齢化の進む山間地域に上乘せ補助を行う。また、「新規加入世帯数加算」（新規加入1世帯当たり1万円（1回限り））により、自治会入会金の減額等を促し、自治会等へ加入しやすい環境を整備する。

取組の紹介

1 取組の背景

平成18年度よりスタートした第4次総合計画において、町の将来像を「人の和のある地域協働のまち まつかわ」とし、地域で支えあう協働のまちづくり活動の活性化を目指すこととした。

同時に策定した自治体経営改革プランにおいて、自治会等の主体的な活動実態に応じて、柔軟に活用できる交付金創設の検討に入った。また、検討に際しては、既に交付している道路維持や河川愛護等に関する各種補助金の見直しを行うこととした。

一方で、松川町には、地域協働の基礎的単位となる自治組織（いわゆる町内会）として74の自治会があるが、全世帯数（約4,500世帯）のうち自治会未加入世帯が約830世帯（18.2%）に達し、このまま組織率が低下していけば地域社会活動に支障をきたすのではないかと危惧する声も出始めていた。

2 取組の具体的内容

住みよい地域社会の実現に向けて、地域的な共同活動を行う自治会（74 自治会）及び区会（8 区会、一定の区域の自治会をもって構成する）を支援するため、これまで個々に交付されていた財政支援を、自治会等に対する交付金として、年度当初に一括交付する。

平成 18 年度に検討を行い、道路愛護費、河川愛護費、区長・自治会長手当、区会運営費補助金を廃止し、自治会等への P R を行った上で平成 19 年度から新しい制度としてスタートした。

(1) 交付対象

自治会等が行う「地域社会活動（福祉、防犯、防災、道路維持、河川清掃、環境衛生など）」及び「町政協力活動（各種調査、通知等の配布、連絡調整など）」に関するもの（但し、用途は限定しない）。

(2) 交付基準

①自治会交付金

【均等割】 10,000 円

【世帯数割】 世帯数×1,000 円

【山間地域加算】 世帯数×1,000 円を加算

・ 過疎化の進む広かつ急峻な山間地域（限界集落など）を支援するため、山間地域自治会へ交付金を上乗せ。

【新規加入世帯数加算】 新規加入世帯数×10,000 円を加算

・ 自治会へ加入しやすい環境を整備するため、前年度において自治会への新規加入した 1 世帯当たり 10,000 円加算することで、加入世帯の自治会入会金の負担軽減等を図る。

②区会交付金

【均等割】 40,000 円

【世帯数割】 世帯数×650 円

【新規加入世帯数加算】 新規加入世帯数×10,000 円を加算

・ 区会へ加入しやすい環境を整備するため、前年度において自治会への新規加入した 1 世帯当たり 10,000 円加算することで、加入世帯の自治会入会金の負担軽減等を図る。

(3) 事業費

交付金総額 7,707 千円（平成 19 年度予算）

(4) 取組体制

総務課を事務局とし、年度当初（5 月）に一括交付し、年度末後 1 月以内に実績報告書（決算書等）の提出を求める。

また、地域社会における共同活動を支援するため、全ての自治会に担当職員を配置（各 2 名）するとともに、役場職員と町民が地域やまちづくりの課題について話し合う

「まちづくり懇談会」を自治会単位で実施し、参加の場づくりを同時に推進している。
自治会の要請がある場合には、自治会主体で行う自治会未加入世帯への加入要請訪問に役場職員が同行し、地域社会活動の必要性と参加要請を行っている。

3 取組の効果

個々に用途を限定し事業の実績に応じて交付する補助金から、柔軟に活用できる一括交付金とし年度当初に財政支援することで、地域社会活動に対する「行政から委任されて行っている」という意識を払拭し、住みよい地域社会の実現は「自らの主体的な活動によるもの」と考えるきっかけづくりにつながっている。

また、これまで増加傾向にあった未加入世帯が、数値の上では僅かながら改善されている。

○ 自治会未加入世帯数の変化

平成 17 年 12 月 826 世帯 (18.2%)

平成 19 年 12 月 809 世帯 (18.0%)

高齢世帯の脱退が進む現実がある中で、新しい転入世帯のうち 8 割以上が加入していることになり、「新規加入世帯数加算」による一定程度の効果を示しているのかもしれない。また、「自らの地域のことは自らで考え行動する」という雰囲気づくりが、自治会等における未加入世帯に対する地域社会活動への参加促進につながった結果とも想像できる。この点については、今後も分析が必要である。

4 取組中の課題・問題点

検討段階においては、「実績に対する補助」でなくなることにより、これまでの行われてきた地域社会活動が維持されず、縮小するのではないかと危惧する意見もあった。

また、交付基準について、地域の面積や地形、活動実績等を詳細に反映すべきではないかとの意見もあった。

そこで、高齢化が進み地域共同活動において条件不利地となる地域（いわゆる準限界集落）に配慮し、「山間地域加算」による支援を取り入れることとした。

5 住民（職員）の反応・評価

事業実施前に交付金を一括交付することで、当初一部の自治会等では、用途を限定しないことに対する戸惑いの声もあったが、全体的には、申請手続きが簡素化し使いやすくなったという評価を得ている。

また、自治会等には、活動の拠点となる施設や敷地などの資産の取得や、将来的な改修に備えた資金の積立のための「自治会入会金」が存在する。それらの負担は自治会等が主体的に決定するものであり、自治会等によってその負担額は異なるが、数万円から十万

円を超える地域もある。地域社会活動への参加しない理由として、入会金の負担を理由にする未加入者の声が現実としてあることから、「自治会加入世帯加算」で自治会入会金の減額が可能になることに対し、加入促進を行う自治会役員などからは一定程度評価する声はある。

実施初年度であり、自治会アンケート等を通じて、評価分析を行ない、見直しを行っていく必要がある。

6 今後の課題

地域社会活動に対する補助金は、交通安全や子ども会、公民館活動等、様々な個別補助が多数あり、全てが一括化できていないことから、更に統合等の検討を行う必要がある。

交付金制度は、本年度スタートしたばかりであり課題も可能性もともに多いと思われる。今後は、地域住民と共同でP（計画）D（実行）C（点検）A（見直し）サイクルを進めることにより、より良い交付金へと常に改善し続けていく必要がある。

7 今後取り組む自治体に向けた助言

地域社会活動を、行政の下請作業と認識する地域住民の声は未だ少なくない。そのような中で、行政は補助金を交付するだけで「さあ地域社会活動を活発にしてください」「地域のことは地域でお願いします」と言っているだけでは、地域協働によるまちづくりは達成されない。

当町の場合、交付金だけでなく、自治会担当職員制や自治会毎のまちづくり懇談会など、自治体職員が「地域住民と直接対話し一緒に汗をかくような仕組み」を取り入れ、地域協働によるまちづくりに取り組んでいる。時間のかかることだが、住民と協働作業ができる職員を、地域とともに育成していくことが一番大切なことではないかと感じている。

（参考）当該取組内容の関連ホームページ

住みよい地域社会活動交付金

<http://www.matsukawa-town.jp/juuminsanka/koufukin.pdf>

交付金要綱

http://www.matsukawa-town.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/au10005321.html

自治会担当職員制

<http://www.matsukawa-town.jp/juuminsanka/tantou.pdf>

まちづくり懇談会

<http://www.matsukawa-town.jp/yakuba/soumu/gyousei/machikon/machikon.htm>

担当部署：総務課